

平成27年12月18日（金曜日）

議 事 日 程

平成27年12月18日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第35号 舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件から議案第39号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）まで
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程第1 議員提出議案第3号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君				
副	村	長	古	越	邦	男	君			
教	育	長	高	野	壽	信	君			
総	務	課	長	松	本	良	樹	君		
生	活	環	境	課	長	吉	田	昭	博	君
会	計	管	理	者	田	中	勝	君		
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	松	本	良	樹
係			長	林			輝

午前10時00分 開議

○議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成27年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第35号から議案第39号まで

○議長（明和善一郎君） 日程第1 議案第35号から議案第39号まで5件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（明和善一郎君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 竹島貴行君。

〔総務常任委員長 竹島貴行君 登壇〕

○総務常任委員長（竹島貴行君） 本定例会におきまして、総務常任委員会に付託された諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第35号 舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件から議案第37号 舟橋村税条例一部改正の件までの3件、議案第38号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管部分及び議案第39号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務常任委員長報告といたします。

○議長（明和善一郎君） 次に、産業建設常任委員長 前原英石君。

〔産業建設常任委員長 前原英石君 登壇〕

○産業建設常任委員長（前原英石君） 本定例会におきまして、産業建設常任委員会に付

託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第38号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、この案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（明和善一郎君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（明和善一郎君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（明和善一郎君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 私は、日本共産党舟橋村議会議員として、議案第35号 舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件について反対討論を行います。

ことし10月から、マイナンバーの通知カードが住民票の住所に簡易書留での配達が始まりましたが、直後から混乱が続発しています。

日本の郵政史上、1カ月余りで5,600万世帯に簡易書留を送った経験はなく、年末時の忙しい時期と重なり、混乱を来しています。

通知カードの配達状況は、日本郵便北陸支社の調べによると、初回配達分が41万1,000通あり、各世帯に配達完了したのが38万3,000通、不在・再配達分が2,000通、そして自治体保管分が2万6,000通もあります。

それだけではなく、マイナンバー制度に便乗した詐欺事件も発生し、隣の石川県珠洲市では、郵便配達員による簡易書留の受け取りサインの偽造事件も発覚しています。

マイナンバー制度の導入については、1、情報漏えいの危険性、2、適用範囲の拡大、これは預金口座や混交診断情報など民間機関が扱う情報に適用を拡大するというものです。3、制度の実施によって膨大な経費がかかる。これは、制度導入にかかる費用は約3,000億円、年間経費に約300億円、民間事業者の負担を含めると1兆円であります。4、中小零細企業への大きな事務負担増などの問題点があります。

そもそもこのマイナンバーの導入は、国が国民の所得や資産を把握することによって、税や保険料の徴収、課税の強化、社会保障の抑制を狙ったものです。

国は行政手続が円滑になるとPRしていますが、情報をナンバーに集めれば集めるほど、一たび情報の漏えいが発生した場合の被害は莫大なものとなり、そのリスクのほうははるかに大きいと言えます。

日本共産党は、国会、また全国の地方議会でも、マイナンバー制度の実施中止を求めています。私の周りでも、「制度についてよくわからない」「国による説明がわかりにくい」「銀行の預金口座にも適用されるのが怖い」、こういった声も多く聞きます。

また、2万6,000通もの通知カードが各世帯に届いていないという現状もありますので、少なくとも、来年1月からの舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定については延期と見直しを求めます。そして、対象とする情報を広げず、改めて情報漏えい対策のさらなる強化を求めて討論を終わります。

○議長（明和善一郎君） 6番 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） 私は、議案第35号 舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件について、賛成する立場から討論を行います。

マイナンバー制度の導入は国家挙げての一大プロジェクトであり、既に多額の予算が投じられております。

ことし6月議会においても、舟橋村のマイナンバー制度に取り組む件については、議員諸氏の賛成により、制度へ取り組むためのシステム改修やシステム整備に関する補正予算に対して賛成議決をしたという責任があります。

舟橋村は県下で最も早くマイナンバー通知がなされ、制度運用開始を待つばかりとなっております。

今回の条例制定は、法律の定めのない各種医療費助成などにおいてマイナンバーを利用できるようにするものであり、このことにより手続の効率化などが図られ、さらなる

住民サービス向上につながるものであり、マイナンバー制度の運用手続上必要不可欠な議案であると判断しております。

また、当議会においてマイナンバー制度に関する議案を昨年の6月議会から議論を重ね、議決により制度の運用に備えてきたという経緯や責任があります。

議会としては、当制度による住民サービスが問題なく円滑に図られるように監視していく責任があります。

以上のことから、今回の舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件については賛成すべきであると申し上げ、討論といたします。

○議長（明和善一郎君） 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） これで討論を終わります。

（採 決）

○議長（明和善一郎君） これより採決いたします。

ただいまの討論で議案第35号について反対意見がありましたので、まず議案第35号 舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件を採決します。

議案第35号に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第35号について、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号及び議案第37号の2件を一括して採決します。

議案第36号 地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定の件

議案第37号 舟橋村税条例一部改正の件

以上の案件に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第36号及び議案第37号の2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号から議案第39号までの2件を一括して採決します。

議案第38号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）

議案第39号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第38号から議案第39号までの2件は原案のとおり可決されました。

日 程 の 追 加

○議長（明和善一郎君） ただいま、竹島貴行君から、議員提出議案第3号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件が提出されました。

これを追加日程第1に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 3 号

○議長（明和善一郎君） 追加日程第1 議員提出議案第3号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（明和善一郎君） 提案理由の説明を求めます。

7番 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） 私は、前原英石君と川崎和夫君の賛同をいただき、議員提出議案第3号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件について提案するものであり、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村議会では、平成27年9月定例会から委員会中心主義として議案の委員会付託を行っておりますが、近年の定例会における両委員会の所管案件の量を考慮し、所管及び常任委員会名称の見直しを行うものであります。

次に、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから所要の規定の整備を図るものであり、以上の理由から舟橋村議会委員会条例を改正するものであります。

適切な審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（明和善一郎君） これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（明和善一郎君） お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（明和善一郎君） これより、議員提出議案第 3 号を採決いたします。

議員提出議案第 3 号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

○議長（明和善一郎君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（明和善一郎君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました 5 議案を可決していただきまして、まことにありがとうございます。

一般質問では、防災に関する事、高齢者の交通手段の事、大筋で合意された T P P の問題、本村に存在する史跡に関する事について、各議員からご提言をいただきました。このことにつきましては真摯に受けとめまして、今後の施策の中に取り組んでまいり所存でありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

議員の皆さんには、季節柄、健康に十分留意されまして、輝かしい新年をお迎えになられますようご祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（明和善一郎君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成 2 7 年 1 2 月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時21分 閉会